

## 個人インターネットバンキング利用規定

### 第 1 条 ほうわインターネット・モバイルバンキング

「ほうわインターネット・モバイルバンキング」(以下「本サービス」といいます)とは、契約者ご本人(以下「お客さま」といいます)が、パソコン、スマートフォン、モバイル機器(情報提供サービス対応携帯電話機を含みます) (以下「端末機」といいます)等を通じて、インターネット等により当行に残高照会や資金移動による取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。

パソコン、スマートフォンの端末機を通じたインターネット等による取引をインターネットバンキング、携帯電話等のモバイル機器を通じたデータ通信等による取引をモバイルバンキングと いいます。

当行は、お客さまからこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、仮パスワードを発行する等してこれを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

#### 第 2 条 利用対象者

本サービスは、当行が申込を承諾した日本国内に居住し、Eメールアドレスを保有している個人を対象とし、当行との契約は、1人につき1契約とします。お客さまは、本規定の内容を十分に確認・理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

#### 第 3 条 使用できる機器

本サービスの利用に際して使用できる端末機は、当行所定のものに限ります。ただし、ご使用環境によっては使用できない場合があります。

#### 第 4 条 サービス利用時間

端末機を利用した本サービスの利用日・利用時間は、当行所定の利用日・利用時間内とします。ただし、当行は本サービスの利用日・利用時間をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

#### 第 5 条 基本手数料

本サービスの基本手数料は、別にお知らせした当行所定の金額となります。

#### 第 6 条 振込手数料

- 本サービスの利用に際しては、別にお知らせした当行所定の振込手数料およびこれに伴う法定の消費税をいただきます。振込手数料は、資金移動取引時に、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)・貯蓄預金規定・カードローン規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書なしで端末機で指定した口座から自動的に引落します。
- 当行は、振込手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。
- 当行は、本サービスの振込手数料に係る領収書等の発行はいたしません。

#### 第 7 条 本人確認

本サービス利用についてのお客さま本人の確認は次の方法により行うものとします。

- 本人確認方法

当行は、お客さまに申込書で届出いただいた「ログインパスワード」と当行より通知する「確認用パスワード」と本サービスのサービス開始登録時に取得した「ログインID」(以下「パスワード等」といいます)により本人確認を行います。お客さまに設定していただくパスワード等は当行所定の文字と文字数とします。

なお、追加認証としてスマートフォンの場合はワンタイムパスワードを必須とします。ワンタイムパスワードを利用していないパソコンの場合は、メール通知パスワードを必須とします。
- 取引の有効性

当行が前項の方法に従い本人確認をして取引を実施したうえば、パスワード等につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

パスワード等は厳重に管理し、他人に教えたり、盗まれたりして漏洩することのないよう注意してください。
- パスワード等相違によるサービス停止

本サービスの利用について届出と異なるパスワード等の入力が所定回数連続した場合、お客さまは当行で定める時間が経過するまで本サービスの利用ができません。(以下「ロックアウト」といいます) また、ロックアウトが所定の回数連続した場合、その時点で当行は本サービスの利用を停止いたします。本サービスを再び利用するには、当行所定の手続きが必要となります。なお、当行はパスワード等の照会に対して回答はいたしません。
- パスワード等の変更

パスワード等は、お客さまの端末機を利用して任意に変更することができます。当行が指定する方法により変更前および変更後のパスワード等を送信し、当行が受信した変更前のパスワード等と当行が保有する最新のパスワード等が一致した場合には、お客さまからの正式な届出としてパスワード等の変更を行います。

お取引の安全性を確保するため、定期的にパスワード等の変更をしてください。また、パスワード等漏洩の疑義が生じたときも速やかにパスワード等の変更をしてください。パスワード等を変更しないことにより生じた損害については当行は責任を負いません。

#### 第 8 条 ワンタイムパスワード

- ワンタイムパスワードとは

ワンタイムパスワードとは、本サービスの利用に際し、スマートフォンまたは携帯電話機にインストールされたパスワード生成ソフト(以下「トークン」といいます)により、生成・表示された可変的なパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます)を、ログインIDおよびログインパスワードに加えて用いることにより、お客さまの本人確認を行うサービスです。

#### (2) 利用方法

- トークンの発行

お客さまは、ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、本サービスからトークン発行の依頼を行ってください。当行はトークン発行の依頼を受付けた場合、お客さまがトークン発行依頼時に指定したスマートフォンまたは携帯電話機のメールアドレスへ電子メールを送信します。当該電子メールには、トークンの動作に必要な基本ソフト(以下「携帯アプリ」といいます)を取得するためのURL、サービスID、ユーザIDが記載されていますので、お客さまは当該URLよりスマートフォンまたは携帯電話機に携帯アプリをダウンロードし、当該携帯アプリにサービスID、ユーザIDおよびお客さまがトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力してトークンを取得します。
- ワンタイムパスワードの利用開始

お客さまは、インターネットバンキングよりワンタイムパスワード利用開始手続きを行ってください。ワンタイムパスワード利用開始手続きでは、お客さまはトークンに表示されているワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に入力するものとします。当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当行はお客さまからのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワードの提供を開始します。
- ワンタイムパスワードによる本人確認手続き

ワンタイムパスワードの利用開始後は、当行は本サービスのログイン時について、ログインIDおよびログインパスワードに加え、ワンタイムパスワードによる本人確認の手続きを行いますので、ワンタイムパスワード等を当行所定の方法により入力してください。当行が受信し、認識したワンタイムパスワード等が、当行が保有するワンタイムパスワード等と一致した場合には、当行はお客さまからの取引の依頼とみなします。
- ワンタイムパスワードの利用解除

トークンをインストールしたスマートフォンまたは携帯電話機の変更やワンタイムパスワードの利用の中止を希望する場合等は、本サービスでワンタイムパスワード利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、お客さまの本人確認手続きに、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。なお、ワンタイムパスワードの利用解除の手続きを完了した後に、再度ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、前記①および②の手続きを行ってください。ただし、前記①および②の手続きが行えるのは、ワンタイムパスワード利用解除手続き後の当行所定の時間以降となります。

- トークンの有効期限

トークンの有効期限は、トークンに表示されます。有効期限が近づいた場合は、トークンを操作して有効期限の延長を行ってください。
- ワンタイムパスワードおよびトークンの管理

ワンタイムパスワードおよびトークンをインストールしたスマートフォンまたは携帯電話機は、お客さまご自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失・盗難等に遭わないように十分に注意してください。トークンをインストールしたスマートフォンまたは携帯電話機を紛失した場合、トークンに偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、直ちに電話等により当行に連絡するとともに、お客さまから当行に対し当行所定の方法により届出を行って下さい。当行はこの連絡を受付けたときは、直ちに本サービスの取扱いを停止します。なお、当行への連絡前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ワンタイムパスワードサービスの利用停止

当行が保有するワンタイムパスワードと異なる内容で当行所定の回数以上連続してワンタイムパスワードが入力された場合は、当行は本サービスの利用を停止します。再度、本サービスの利用を希望する場合は、当行所定の手続きを行ってください。
- 利用手数料

ワンタイムパスワードの利用手数料は無料です。

#### 第 9 条 メール通知パスワード(取引認証パスワード)

- メール通知パスワード(取引認証パスワード)とは

メール通知パスワード(取引認証パスワード)とは、本サービスのご利用に際し、お客さまの電子メールアドレスに対してお送りする可変的なパスワード(以下「メール通知パスワード」といいます)を、確認用パスワードに加えて用いることにより、お客さまの本人確認を行うサービスです。

- メール通知パスワードの通知

ワンタイムパスワードをご利用されていないお客さまがパソコンをご利用の場合、または、ワンタイムパスワードをご利用されているお客さまがメール通知パスワード利用の追加登録を行った場合に、当行所定のお取引を実施する際にお客さまのメールアドレスに対して「メール通知パスワード」が記載された電子メールをお送りします。メールアドレスは当行からのメールが受信できるように登録してください。受信不可のメールアドレス登録を変更する場合は、当行所定の手続きを行ってください。
- メール通知パスワードによる本人確認手続き

確認用パスワードに加え、メール通知パスワードによる本人確認の手続きを行いますので、メール通知パスワードを当行所定の方法により入力してください。当行は受信したメール通知パスワードとの一致により、お客さま本人の確認とします。
- メール通知パスワードの有効期限および管理

メール通知パスワードは1回の取引の間のみ有効です。お取引中はお客さまご自身で厳重に管理し、他人に知られないよう十分注意してください。なお、お取引後の管理は不要です。
- 利用手数料

メール通知パスワードの利用手数料は無料です。

#### 第 10 条 電子メールの利用

- お客さまは、本サービスの利用のため、お客さまの電子メールアドレスを当行所定の方法で登録するものとします。
- 当行はメール通知パスワードや取引結果その他の通知・連絡等を登録されたお客さまの電子メールアドレスに送信します。
- 登録した電子メールアドレスを変更する場合は、当行所定の方法で登録変更するものとします。
- 当行が、登録されたお客さまの電子メールアドレスに送信したうえば、通信障害その他の事由により電子メールが未着・延着が発生したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。これらの未着・延着によって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- お客さまが登録したお客さまの電子メールアドレスがお客さまの責めにより、お客さま以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 第 11 条 取引の依頼

- 取引の依頼方法

本サービスによる取引は、第7条に従った本人確認が完了後、お客さまが取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで、取引を依頼するものとします。
  - 取引指定口座の届出
    - 取引指定口座の種類
      - 代表口座
        - 代表口座は、当行本支店の個人のお客さまご本人名義の普通預金口座(総合口座取引の普通預金口座を含みます)に限ります。
        - 代表口座は、別にお知らせした当行所定の基本手数料の引落とし口座となります。
        - お客さま名義の口座であっても、事業でお使いの口座は利用できません。
      - 関連口座
        - 関連口座は代表口座の名義および住所と同一の当行所定の口座に限ります。
        - お客さま名義の口座であっても、事業でお使いの口座は利用できません。
        - 本サービスにおいては、各種照会および代表口座との間で相互に資金の振替ができます。(口座の種類により振替ができない場合もあります)
    - 代表口座・関連口座は当行所定の数を超えて登録することはできません。なお、関連口座の追加・削除については、当行所定の書面により届出るものとします。
    - 代表口座および関連口座の届出印は、当行が定める取引またはお客さまが特にお申し出の取引を除き今後発生する一切の取引に使用します。また、当行は、申込書・諸類その他の書類に使用された印影を当行に届出の印鑑と照合し、相違ないものとして取扱った場合は、書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
  - 1日あたりの振込限度額の設定
    - 当行は、1日あたりの振込限度額を定めます。この限度額は、お客さまが当行所定の方法により当行が定めた上限金額内で端末機より変更することができます。
    - 1日あたりの上限金額を超えた取引依頼について、当行は取引を実行する義務を負いません。
- 取引依頼の確定

当行が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には当行の指定する方法で承認した旨を回答してください。この回答が各取引で当行所定の時間内に行われ当行が受信した時点で

当該取引の依頼内容が確定したものとし、当行所定の方法で各取引の手続きを行います。

#### (4) 取引の成立

代表口座または関連口座より資金の引落しを行う取引については、前項の依頼が確定した後、当行はお客さまから支払依頼を受けた振替・振込資金ならびに振込手数料およびこれに伴う法定の消費税を、預金通帳・払戻請求書の提出なしに該当する口座から引落すものとし、当該引落しをもって取引が成立したものとします。

#### 第 12 条 取引の種類

- 照会サービス
  - 照会サービスはお客さま自ら占有・管理する端末機からの依頼にもとづき、あらかじめ指定された代表口座または関連口座の入出金明細、残高等の照会を行うことができるものとし、表示される口座情報は、当行所定の時点における情報とします。当行が口座情報を提供した後、取引内容に変更または取消があった場合には、すでに提供した内容について変更または取消することがあります。最新の取引内容については、通帳記帳等により確認してください。なお、このような変更または取消のために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 振込・振替サービス
  - 振込

振込・振替サービスによる振込は、あらかじめ指定された支払指定口座(代表口座または関連口座)から、ご指定金額を引落としのうえ、指定した預金口座へ入金することができるものです。
  - 振替

振込・振替サービスによる振替は、あらかじめ指定された代表口座および関連口座の相互間で、ご指定金額を引き落としのうえ入金することができるものです。ただし、口座の種類により振替ができない場合もあります。
  - 振込・振替指定日

振込・振替指定日は当行所定の営業日を指定することができます。当行所定の受付時間内に当日を振込・振替指定日として指定した場合は、受付日当日を振込・振替指定日として取扱います(以下「当日扱い」といいます)。ただし、当日を振込・振替指定日として指定したにもかかわらず、受付時間が当行所定の時間を過ぎている場合は、翌営業日を振込・振替指定日として取扱います。翌営業日以降の振込・振替指定日については予約扱いとして受けれます(以下「予約扱い」といいます)。
  - 振込先の口座確認
    - お客さまは、当行所定の提携金融機関に対し、振込先口座が振込先の金融機関に存在するかどうかを確認するサービス(以下「口座確認」といいます)を利用することができます。なお、口座確認は当行所定の利用時間外や振込先の口座確認非開示などの理由により利用できない場合がありますので、振込先を十分確認のうえご利用ください。
    - 振込・振替サービスによる口座確認を依頼する場合には、当行所定の方法で振込先情報を入力すると、振込・振替口座の確認結果を当行所定の方法により、パソコンの画面に表示しますので、受取人名を確認してください。
    - 当行所定の回数を超えて、実際の振込・振替取引を伴わない口座確認の利用があった場合は、当行は口座確認の利用を停止いたします。口座確認を再度利用する場合は、当行所定の手続きを行ってください。
- 資金の引落し

振込・振替指定日にご指定金額を第11条第4項に基づき引落処理します。ただし、当日を振込・振替指定日として指定したにもかかわらず、受付時間が当行所定の時間を過ぎている場合は、翌営業日に引落処理します。
- 依頼内容の取消・変更
  - 当日扱いとする取引の依頼内容確定後には、本サービス利用端末による依頼内容の取消および依頼内容を変更することはできません。お客さまが取消または変更を依頼する場合は、次号に定める変更・組戻し処理にて行います。
  - 予約扱いとする取引の取消については、振込・振替指定日の前日までに限り本サービス利用端末にて行うことができます。振込・振替指定日における取消はできません。お客さまが振込・振替指定日における取消または変更を依頼する場合は、次号に定める変更・組戻し処理にて行います。
- 依頼内容の変更・組戻し等
  - 変更・組戻しを依頼する場合は、お客さまが支払指定口座のある当行本支店の窓口において当行所定の手続きにより行います。その際、第6条1項の振込手数料およびこれに伴う法定の消費税は返却いたしません。また、組戻しについては、別にお知らせした当行所定の組戻手数料およびこれに伴う法定の消費税をいただきます。
  - 当行は、お客さまからの変更・組戻し等の依頼内容に基づき、振込先口座のある金融機関へ変更・組戻しの依頼を行います。
  - 組戻しにより、振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の支払指定口座へ入金します。
  - 上記Bの場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信してい

